

2026 年 10 月 30 日

各 位

株式会社八十二長野銀行

日本政策金融公庫との「危機事象発生における業務連携に関する覚書」の締結について

八十二長野銀行（頭取 樋代 章平）は、日本政策金融公庫の長野県内 4 支店（長野支店、松本支店、伊那支店、小諸支店）と「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結しましたので、お知らせいたします。

1. 業務連携の目的

近年頻発・激甚化している自然災害や感染症の発生など、さまざまな危機に備え、あらかじめ業務連携の方針を定めることで、危機発生時においても迅速な資金繰り支援やコンサルティング機能の発揮、共同での融資相談会の実施等、地域事業者への切れ目のない金融サービスの提供を可能にし、早期の事業者支援・災害復興に貢献できる体制を整備するものです。また、業務継続性の観点から、両金融機関の店舗が被災した際を想定した連携内容も盛り込んでいます。

2. 業務連携の内容

日頃から危機事象の発生に備えた連携体制を構築するとともに、危機事象発生時には、資金繰り支援をはじめ、以下の事項について連携して対応します。

- （１） 各々の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援
- （２） コンサルティング機能の発揮及び必要な情報提供、並びに双方向の事業者紹介
- （３） 地域経済の復興・発展に向けた融資相談会の実施
- （４） 職員の緊急避難先として、相互の建物への避難
- （５） 被災支店に対する一時的な執務場所の提供
- （６） その他危機事象発生時に必要となる連携

3. 締結日

2026 年 10 月 30 日（金）

以 上